

公告第313号
平成31年3月22日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 正村 一郎



◎平成31年度任意継続被保険者の標準報酬月額と保険料について

共同通信社健康保険組合の被保険者は、退職後（継続雇用契約の終了含む）も任意継続被保険者として当健康保険組合に2年間残ることができます。

保険料（最高の場合）は下記のとおりで、全額、自己負担です。健康保険料率は1,000分の77、介護保険料率は1,000分の12です。

記

健康保険料（月額）	43,120円
介護保険料（月額）	6,720円
合 計	49,840円

（注）

退職前（継続雇用契約の終了を含む）の標準報酬月額が56万円より高い場合は、当健康保険組合の規約に基づく算定により、任意継続被保険者としての標準報酬月額を56万円として保険料を計算します。これに伴い、健康保険料は43,120円、介護保険料は6,720円となります。

また、退職（継続雇用契約の終了を含む）前の標準報酬月額が56万円より低い場合は、退職前の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以上